

電算帳票作成業務委託基準

令和8年10月

静岡市

電算帳票作成業務委託基準

1 適用範囲

本基準は、職員が工事費を積算する際の補助業務として、電算帳票の作成作業を建設コンサルタントへ委託するものに適用する。

2 業務内容

「電算帳票作成業務特記仕様書」及び発注者より受注者に貸与する図面、資料等により、「電算帳票作成業務フロー図」に従い、データリスト（鏡、本工事費内訳書、明細書、単価表）を作成するものとする。対象とする事業は、設計条件を明示する図書が整っている工事（「積算条件が確定し、データ入力可能なもの」をいう。）とする。

3 業務委託料の構成、積算方式等

業務委託料の構成、費目の内容、積算方式等については、設計業務等標準積算基準書第3編第1章土木設計業務等積算基準による。

4 直接人件費

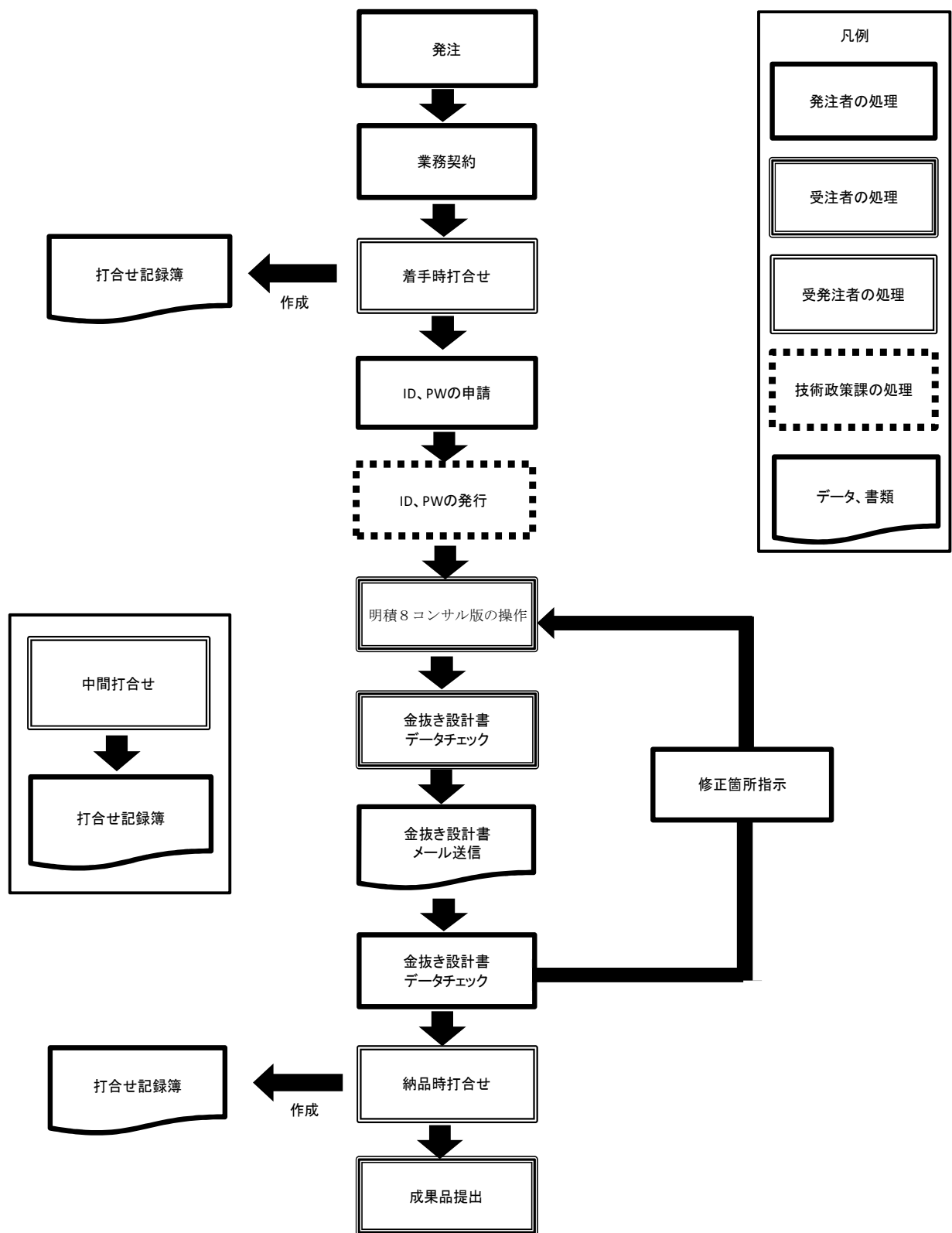
当該業務に従事する技術者の人件費であり、次により算出するものとする。

（標準）

作業区分	単位	作業価格算定式	摘要
作業打合	1 件	$C = \text{作業価格 (円)}$	打合回数：3 回 場所：発注機関 C：作業価格（円）
データリスト作成	1 枚	$C = \text{作業価格 (円/枚)} \times X \text{ (枚)}$	受注者端末装置での作業 C：作業価格（円） X：データリスト枚数
図面修正	1 枚	$C = \text{作業価格 (円/枚)} \times Y \text{ (枚)}$	C：作業価格（円） Y：図面枚数
資料整理 A	1 件	$C = \text{作業価格 (円)}$	C：作業価格（円） 設計業務等と一体で発注する場合

（本業務を単体で発注する場合の資料整理）

資料整理 B	1 件	$C = \text{作業価格 (円)}$	C：作業価格（円） 本業務を単体で発注する場合
--------	-----	-----------------------	----------------------------



電算帳票作成業務 フロー